

介護福祉士等修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第67号

介護福祉士等修学資金貸与規則の一部を改正する規則

介護福祉士等修学資金貸与規則（平成5年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 養成施設等 法第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 養成施設等 法第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、<u>厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校</u>又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。</p>
<p>(返還債務の免除)</p> <p>第13条 修学資金の返還に係る債務の免除（以下「返還免除」という。）については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の定めるところによる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(返還債務の免除)</p> <p>第13条 修学資金の返還に係る債務の免除（以下「返還免除」という。）については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年<u>10月</u>鳥取県条例第35号）の定めるところによる。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。